

時事新報

第千三百二十四號

明治十九年七月廿二日 水曜日

(癸未)

舊丙戌六月廿一日

日出午後五時零一分

入午前十時三十七分

午前九時十五分

午後三十六分

(西曆一千八百八十六年)

(本年七月廿一日官報號外)

○大坂通信

(七月十六日發)

大坂商會社は近日日本年

上半期の利基金配當を行ふよ爰あるが同半期間へ反対

汽船の増加せしと殊ふ本年は中央政府にて同社の汽船

を不穢試験するに付き春來汽船九十艘餘の内駆使船等

と加へるが爲め莫大的費用を要し且虎列刺病流行の

爲め關西地方より大坂へ来る乗客荷物等の非常に減少

せし爲先挙して此半期間の收入金は實に僅少にして

目下の豫算おては純益金七萬三千四百九圓五錢三厘此

内三萬圓を積立金に差加へ株主への配當金は一株に付

凡一圓二十錢の割合位あらんと云ふ〇本府武内少書記

官は一昨十一日を以て上京せしが今回御用は虎列刺

病流行ト付莫大的費用を要し既に府會迄も開き大々地

方稅より費用を徵収する事々議定し且府會の決議に依

り右費用の内幾分か中央政府に懲罰して國庫金の補助

を仰ぐ事及び同病流行以來今日に至る迄諸興行は總て

停止せしと以て多くの遊藝社會は日々饑餓迫るの有

様に付き昨今頻りよ興行元より開傳の義を敷闡え且仍

従來の寄席等を改良して空氣の流通を能くし席の廣狹

に依りて來客に制限と立て席内に於ては一切飲食物等

の販賣を許さず充分に豫防の方法と立て、興行せん事

を歎願するは尤もの次第と云ひ且流行病の間に新興行

向は一切禁止せしと彼の耶穌の説教の如れば今日まで

依然多人數を集むるほど一方は干涉しあがふ一方は放

任するに委りては甚ざ不公平の處置なれば右等を諭

酌して諸興行物と許可せる事等お付寶地の景狀と烹調

する爲めありとのとなり尤も今回裏議の件は大抵中央

政府にても許可するならんと云へリ斯の如く當府廳に

ては種々盡力するとも知らず本日府下に寄席營業者五

百餘名は目下多くの藝人共々糊口に迫るを以て一時も

早やく解停の命あらん事を府知事に嘆願しりと云ふ

よし

○ロバーハート氏の書翰

清國總稅務司ロバートハ

ート氏はこの程伊太利セノア府在留の撫地利總領事ハ

ルスナルザー氏に書と寄せて英國及獨逸の新聞紙が

其筋の許可を受けるに於ては輸入するを得る由又人民

の所持物にして國王又は總督より於て公共の爲め要用の

ものと見做す時は相當の代價にて買上ることなるべき

事なり

○横濱築港工事

支那政府は鐵道を敷設するの意なりと記載あるは跡

方もあき事なる旨と辨解し當分の處よては支那並て

一切堵船にて本港の有

一斗八升の船

の運送を許さず

蘭小樽等の達を以て

一般の運送

引受けたる爲め又は

左ノ箇所を檢疫所と置キ虎列刺病流行地方を發せし

同地方ヲ經過シテ東京ニ入津スル船舶ヲ検査セシム

一品川沖二ノ塗場一上總澤一金杉沖

明治十九年七月二十一日 警視總監 三島通庸

○告示第六號

(本年七月廿一日官報號外)

○虎列刺

流行地

月 日

新規者

岡山縣

神奈川縣 横濱區

七月十九日

新規者

廣島縣

大坂府

但シ四國一部三新規百人新規死亡五十七人

新規者

愛媛縣

同

新規者

新規者